

公立高等学校配置計画地域別検討協議会の開催について

北海道教育委員会では、学校を取り巻く教育環境の変化が著しい状況のなかで、公立高等学校の配置については、地域との連携を深め解決を求めていかなければならない様々な課題があることから、管内の市町村関係者及び学校関係者などと協議を行なうため、「公立高等学校配置計画地域別検討協議会」を、次により開催いたします。

また、会場の制約等により人数に制限がありますが、協議会参加対象者とは別に傍聴席を設けます。

どなたでも傍聴できますので、傍聴を希望される方は次によりお申し込みください。

記

- 1 開催日時 平成25年7月25日(木) 13時00分から15時15分まで
- 2 会場 十勝教育研修センター講堂 (中川郡幕別町札内暁町290番地2)
- 3 協議内容
 - (1) 公立高等学校配置計画案(平成26年度～28年度)
 - (2) その他
- 4 協議会参加対象者
十勝管内の各市町村の市町村長・教育長、中学校長の代表者・中学校のPTA関係者の代表者及び各公立高等学校長・公立高等学校PTA関係者、私学関係者
- 5 傍聴の申込方法
電話によりお申し込みください。先着で30名を受け付けます。
申し込み期間は6月25日(火)から7月8日(月)までとします。
- 6 お申し込み及びお問い合わせ先
北海道教育庁十勝教育局企画総務課主査(地域政策)
〒080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地
電話 0155-26-9266
FAX 0155-23-5320
- 7 その他
傍聴に関しては、『「地域別検討協議会」の傍聴に係る取扱い』を遵守していただきます。

北海道教育庁十勝教育局

「地域別検討協議会」の傍聴に係る取扱い

(平成25年4月3日十勝教育局長決定)

- 1 傍聴は30名以内とし、先着順とします。ただし、報道関係者については別に傍聴を認めます。
- 2 傍聴を申し込む際には、氏名、住所を申し出てください。
- 3 次の各号に該当する場合は、傍聴することはできません。
 - (1) 酒気を帯びていると認められる場合。
 - (2) 会議の妨害となると認められる物を携帯している場合。
 - (3) 前二号のほか、主催者において傍聴を不相当と認める場合。
- 4 傍聴人は次に掲げる行為をしてはなりません。
 - (1) みだりに傍聴席を離れること。
 - (2) 飲食すること。
 - (3) 私語、談話、拍手等を行うこと。
 - (4) 写真を撮影し、又は録音を行うこと。
ただし、主催者の許可を受けた場合はこの限りではありません。
 - (5) 前各号のほか、会議の妨害となるような行為を行うこと。
- 5 主催者は、傍聴人が前記の規定に違反したときは、退場させることができるものとします。
- 6 以上のほか、傍聴人は主催者の指示に従わなければなりません。